

新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 4 年 3 月 31 日限りで新潟県市町村総合事務組合から阿賀北広域組合を脱退させ、令和 4 年 4 月 1 日から加茂市及び加茂市・田上町消防衛生保育組合を共同処理する事務に加入させることに伴って、新潟県市町村総合事務組合の規約を次のとおり変更するものとする。

令和 3 年 1 1 月 2 4 日提出

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 鈴木 力

新潟県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

新潟県市町村総合事務組合同規約（平成 16 年総行市第 30 号許可）の一部を次のように変更する。

別表第 1 中「、阿賀北広域組合」を削る。

別表第 2 の 1 の項中「、阿賀北広域組合」を削り、同表 2 の項及び 3 の項中「小千谷市」の次に「、加茂市」を、「新発田地域広域事務組合」の次に「、加茂市・田上町消防衛生保育組合」を加え、「、阿賀北広域組合」を削り、同表 4 の項から 6 の項までの規定中「、阿賀北広域組合」を削る。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。